

令和5年6月27日

三重県知事 あて

医療法人の住所 津市一色町字寺門 215-1
医療法人の名称 特定医療法人 障純会
理事長名 武内 秀之
電 話 (059) 226-1111

障純会

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算が終了しましたので、医療法
第52条第一項及び同法第51条第二項の規定により届出します。

【添付書類】

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事監査報告書
- 6 注記貸借対照表
- 7 純資産計算書
- 8 有形固定資産等明細書
- 9 引当金明細表
- 10 借入金等明細表
- 11 有価証券明細表
- 12 事業費用明細表②
- 13 独立監査人の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 特定医療法人 樟純会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 津市一色町字寺門215番地1
 (主たる事務所)
 (従たる事務所)

(3) 設立認可年月日 昭和 40 年 1 月 29 日

(4) 設立登記年月日 昭和 40 年 2 月 23 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	武内 秀之	樟純会 理事長
常務理事	矢下 勝巳	樟純会 事務局長
理事	武内 操	武内病院 院長
同	矢田 隆志	榊原温泉病院 院長
同	小薮 助成	津腎クリニック 院長
同	塚田 哲也	武内病院 副院長
同	南 信仁	樟純会 本部長
監事	堀 英一郎	堀 英一郎 税理士事務所
同	北川 昌弘	北川 昌弘 税理士事務所
評議員	武内 徹郎	医療法人大樹会 理事長
同	上田 富和	元三重県国際交流財団 常務理事
同	久保 珠子	看護連盟 副会長
同	中川 久美子	看護協会職員
同	大野 真	社会福祉法人あけあい会 事務局長
同	吉永 千代子	社会福祉法人あけあい会 看護師長
同	前田 宏毅	老健みやがわ 副施設長
同	板谷 要	老健つつじの里 副施設長
同	井山 公秀	特養グリーンヒル 施設長
同	藤井 静仁	あけあい会 リハビリセンター長

同	坂口 隆一	特養明合乃里 施設長
同	佐伯 和秀	当法人元職員
同	大谷 邦夫	当法人元職員
同	稲森 次生	当法人元職員

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	武内病院	三重県津市一色町字寺門215番地1	一般病床 180床
病院	榊原温泉病院	三重県津市榊原町1033-4	一般病床 49床 療養病床 150床
診療所	津腎クリニック	三重県津市北丸之内92番地	無
診療所	津ファミリークリニック	三重県津市押加部町16-46	無

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
津看護専門学校	津市安濃町田端上野970番10	
訪問看護ステーションさかきばら	津市榊原町1033-4	休止
榊原温泉病院脳脊髄疾患研究所	津市榊原町1033-4	休止
榊原温泉病院居宅介護支援センター	津市榊原町1033-4	
榊原温泉病院デｲクセンター	津市榊原町1033-4	
榊原温泉病院デｲブセンター	津市榊原町1033-4	休止
榊原温泉病院訪問介護さかきばら	津市榊原町1033-4	休止

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 6月11日	令和 3年度 事業報告及び決算報告について
令和 4年 6月11日	令和 3年度 剰余金の処理について
令和 4年 6月11日	6月賞与支給率について
令和 4年11月19日	令和 4年度 上半期決算報告について
令和 4年11月19日	12月賞与支給率について
令和 5年 3月31日	令和 5年度 事業計画及び収支予算について
令和 5年 3月31日	令和 5年度 借入金額の最高限度額について

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

--	--

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

--	--

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 4年 5月 1日	新武内病院
-------------	-------

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

法人名 特定医療法人 暁純会
所在地 津市一色町字寺門215番地1

※医療法人整理番号 A25

財 産 目 録
(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	15,009,837,974 円
2. 負 債 額	7,850,688,092 円
3. 純 資 産 額	7,159,149,882 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,241,630,426
B 固 定 資 産	9,768,207,548
C 資 産 合 計 (A + B)	15,009,837,974
D 負 債 合 計	7,850,688,092
E 純 資 産 (C - D)	7,159,149,882

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

決算報告書

第 57 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

特定医療法人 暁純会

津市一色町字寺門215番地1

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号 A25

所在地 津市一色町字寺門215番地1

貸借対照表

(令和 5年 3月31日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,241,630,426	I 流 動 負 債	672,900,410
II 固 定 資 産	9,768,207,548	II 固 定 負 債	7,177,787,682
1 有 形 固 定 資 産	8,714,206,859	負 債 合 計	7,850,688,092
2 無 形 固 定 資 産	200,516,727	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	853,483,962	科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	7,159,149,882
		純 資 産 合 計	7,159,149,882
資 産 合 計	15,009,837,974	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,009,837,974

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号 A251

所在地 津市一色町字寺門215番地1

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 医 業 収 益	6,921,700,404
2 医 業 費 用	7,266,612,055
本 来 業 務 事 業 損 失	344,911,651
医 業 損 失	344,911,651
II 医 業 外 収 益	639,932,052
III 医 業 外 費 用	36,902,499
経 常 利 益	258,117,902
IV 臨 時 収 益	567,931,668
V 臨 時 費 用	517,852,977
税 引 前 当 期 純 利 益	308,196,593
法 人 税 等	80,152,900
当 期 純 利 益	228,043,693

監事監査報告書

医療法人 暁 純 会

理事長 武内 秀之 殿

私たちは、医療法人暁純会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果について、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事会等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月27日

医療法人 暁 純 会

監 事

堀 英一郎

監 事

北川 昌弘

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

2 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

原価法により評価している。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法により評価している。

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

法人税法の規定により、平成 10 年 10 月 1 日以降に取得した建物については定額法、その他の資産については定率法により償却している。

(2)無形固定資産

定額法により償却している。

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率を計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(2)賞与引当金

前期の支給実績などと照らし合わせて、翌期に支給する賞与のうち当期の負担に属する金額を合理的に計算している。

(3)退職引当金

将来支払う退職金のうち、現在までに発生している部分を合理的に見積り計算した期末要支給額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税の会計処理は、税抜経理方式により処理。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

7 重要な会計方針を変更した旨等

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

9 担保に供されている資産に関する事項

土地：(所在) 津市一色町字寺門 215 番地 1 他 23 筆

建物：(所在) 津市一色町字寺門 215 番地 1

土地：(所在) 津市安濃町田端上野字 970-10 他 39 筆

建物：(所在) 津市安濃町田端上野字 970-10 他 8 筆

土地：(所在) 津市押加部町 724 番地 1 他 10 筆

建物：(所在) 津市押加部町 724 番地 1 他 7 筆

建物：(所在) 津市北丸之内 147 番地 2 他 3 筆

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
-	-	-	-	-	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

特になし

12 重要な後発事象に関する事項

特になし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

特になし

様式第四号

法人名 医療法人 晴純会
所在地 三重県津市一色町215-1

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		繰越純資産額	別 途 積 立 金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 益	評価・換算 差額等合計	
令和4年3月31日 残高		6, 778, 770	120, 000	32, 336	6, 931, 106				6, 931, 106
会計年度中の変動額									
当期純利益		228, 044			228, 044				228, 044
会計年度中の変動額合計									
令和5年3月31日 残高		7, 006, 814	120, 000	32, 336	7, 159, 150				7, 159, 150

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 暁純会

※医療法人整理番号

所在地 津市一色町215-1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	3,511,234	353,845	321,345	3,543,734	115,556		3,428,178
	建物付属設備	2,159,865	121,403	35,574	2,245,694	172,383		2,073,311
	構築物	472,827	13,656	1,656	484,827	26,805		458,022
	医療用機械備品	306,714	1,082,847	155,908	1,233,653	442,102		791,551
	器具備品	3,260			3,260	581		2,679
	車両及び船舶	11,011	5,146	377	15,780	5,493		10,287
	一括償却資産	32,788	32,556	2,951	62,393	22,528		39,865
	土地	1,910,314			1,910,314			1,910,314
	計	8,408,013	1,609,453	517,811	9,499,655	785,448		8,714,207
無形固定資産	ソフトウェア	32,948	247,636	31,579	249,005	49,907		199,098
	電話加入権	1,419			1,419			1,419
	計	34,367	247,636	31,579	250,424	49,907		200,517
その他の資産	差入保証金	3,150			3,150			3,150
	登録料	11,150			11,150			11,150
	長期貸付金	5,370		3,240	2,130			2,130
	奨学金	116,640	33,220	46,160	103,700			103,700
	保険積立金	379,655	36,908	225,985	190,578			190,578
	出資金	174			174			174
	預託金	275	18		293			293
	権利金	600			600			600
	繰延資産	142,558	9,000		151,558	19,815		131,743
	繰延消費税額等	413,775	100,216	104,025	409,966			409,966
	計	1,073,347	179,362	379,410	873,299	19,815		853,484

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。

2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）

5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 暁純会
所在地 津市一色町215-2

※医療法人整理番号	
-----------	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	△ 6,000	6,000	6,000	0	△ 6,000
賞与引当金	184,449	190,421	184,449	0	190,421
退職引当金	1,167,863	9,924	0	0	1,177,787

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

法人名 医療法人 暲純会
所在地 津市一色町215-1

※医療法人整理番号

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	0	0	0	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	0	0	0	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,500,000	6,000,000	0.53	7年・20年
その他の有利子負債	0	0	0	—
合 計	5,500,000	6,000,000	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）
及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外
に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後
5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 医療法人 暁純会
所在地 津市一色町215-1

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘	柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
	0	0	0
計		0	0

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
① 株式累積投資：NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	559口	23,340
② 株式累積投資：富士フイルムホールディングス	2,600株	
③ 国内株式：かんぽ生命	2,000株	4,400
④ 国内株式：ゆうちょ銀行	5,000株	7,250
⑤ 国内株式：ソフトバンク	10,000株	15,000
⑥ 自継投資：JPMザ・ジャパン	2,423,968口	10,000
⑦ 国内投信：新光US-REIT	65,927,830口	13,766
⑧ 国内投信：フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	2,724,389口	794
計		74,550

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の二号

法人名 医療法人 暁純会
所在地 津市一色町215-1

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品・医療消耗器具備品費	1,336,152	1,336,152
II 給与費		
給料手当	2,993,868	
その他給与	528,140	3,522,008
III 委託費		
検査委託費	45,702	
その他経費	380,751	426,453
IV 設備関係費		
リース料	68,988	
医療機器保守料	58,925	
その他経費	920,777	1,048,690
V 経費		
消耗品費	158,282	
水道光熱費	210,035	
その他経費	281,826	650,143
VI 控除対象外消費税等負担額		
控除対象外消費税等負担額	244,931	244,931
VII 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	0	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	0	
商品（又は製品）期末たな卸高	0	0
VIII 研究研修費		
研修費	38,224	
その他経費	10	38,234
IX 医業外費用		
医業外費用	3,112	3,112
事業費用計	7,269,723	7,269,723

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月26日

特定医療法人 樟純会
理事長 武内 秀之 殿

公認会計士

山田 英脩

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、特定医療法人樟純会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第57期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類が全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている、私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、その様な重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としても判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表示の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか。また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類の表示及び注意事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上